

のびしろこども園 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始にあたり、のびしろこども園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体（法人本部）

| | |
|-----------|-------------------|
| 名 称 | 社会福祉法人愛の園福祉会 |
| 所 在 地 | 糸満市字大里 927 番地の 2 |
| 電 話 番 号 | 098-995-2500 |
| 代表者氏名 | 理事長 大城 初美 |
| 施 設 の 名 称 | 特別養護老人ホームいとまんシャトー |
| 事 業 名 | 介護老人福祉施設 |

2 利用施設

| | |
|---------------|--|
| 施 設 の 種 類 | 幼保連携型認定こども園 |
| 施 設 の 名 称 | のびしろこども園 |
| 施 設 の 所 在 地 | 糸満市字潮平 375 番地 |
| 連 絡 先 | 電話番号 : 098-987-1412 FAX : 098-987-1411 |
| 管 理 者 | 園長 大城葉月 |
| 対 象 児 童 | 児童福祉法、子ども・子育て支援法、認定こども園法及び教育基本法等の定めるところにより、満 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子ども及び満 3 歳未満の保育を必要とする子ども |
| 保 育 理 念 | 教育基本法、児童福祉法、子ども・子育て支援法及び児童憲章の精神に則り「どの子にも今日の幸せ、明日の夢」を保障するため、三愛（慈愛・友愛・親愛）をモットーに親、職員、子と地域が三位一体となり大切な命を預かり育て、その人格形成の基礎を培う極めて重要な児童の健全育成に努める |
| 保 育 目 標 | 明るい元気な子 思いやりのある子 考えて行動する子 |
| 開 設 年 月 日 | 令和 5 年 5 月 1 日（のびしろこども園） |
| 事 業 所 番 号 | 4721001100012 |
| 子 育 て 支 援 事 業 | 相互交流を行う場所の開設による、相談、情報提供等の援助支援を行う者への情報提供・助言 |
| 姉 妹 施 設 | あいのそのこども園 ルーブルこども園 |

3 利用定員

| 学年 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1号 | — | — | — | 5人 | 5人 | 5人 | 15人 |
| 2号・3号 | 3人 | 5人 | 6人 | 6人 | 5人 | 5人 | 30人 |
| 合計 | 3人 | 5人 | 6人 | 11人 | 10人 | 10人 | 45人 |

4 施設の目的・運営方針

のびしろこども園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、教育・保育を必要とする児童を日々受け入れ、教育・保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、教育・保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- (4) 当園は、緑豊かな環境の中にあり、心身ともに健康な子どもの育ちを保障する教育・保育を行います。

5 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

| | | |
|-----|------|-------------------------|
| 敷 地 | 敷地全体 | 6,037.06 m ² |
| | 園庭 | 1,058.44 m ² |
| 園 舎 | 構 造 | R C（鉄筋コンクリート）造 |
| | 延べ面積 | 4582.31 m ² |

(2) 主な設備

| 設備 | 部屋数 | 備 考（部屋名） |
|-----------|-----|--|
| 乳児室 | 1室 | 達磨（ダルマ）ぐみ |
| ほふく室 | 1室 | 珊瑚ぐみ |
| 保育室 | 4室 | 苺ぐみ（満2歳児クラス）について1室、翡翠組（満3歳児クラス）、風車組（満4歳児クラス）、稻穂組（満5歳児クラス）について各2室 |
| 遊戯室 | 1室 | ふくらしや |
| 調理室 | 1室 | 南天 |
| 子育て支援センター | 1室 | 子育て支援センター黄金森 センター内授乳室ふちゅくる |
| サイエンス室 | 1室 | サイエンスルーム宇宙 |
| オープン図書 | 1室 | ジンブンの森 |
| ランチルーム | 1室 | ランチルームまあさん処 |

6 役員及び評議員

| 役 職 | 員数 |
|-----|----|
| 理事長 | 1名 |
| 理事 | 6名 |
| 監事 | 2名 |
| 評議員 | 7名 |

7 職員の設置状況

| | | | | | |
|---------------|----|------|----|--------|----|
| 園長 | 1人 | 保育補助 | 2人 | 薬剤師 | 1人 |
| 副園長 | 1人 | 看護師 | 1人 | 嘱託医師 | 1人 |
| 主幹保育教諭 | 2人 | 調理員 | 2人 | 嘱託歯科医師 | 1人 |
| 保育者（保育教諭・保育士） | 7人 | 事務職員 | 1人 | | 人 |
| 子育て支援員 | 人 | 用務員 | 人 | | |

当園では、「糸満市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月30日条例第27号）」の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※育児・介護休業制度等があります。

8 利用定員ごとの教育・保育を提供する日及び時間

並びに教育・保育の提供を行わない日

(1) 【教育標準時間認定（1号認定子ども）】

| | | |
|--------|---|---|
| 提供する曜日 | 月曜日から金曜日まで | |
| 保育時間 | 教育標準時間 | 8時00分～14時00分（6時間） |
| 預かり保育 | 保育時間 | 14時00分～18時00分（月～金曜日/長期休業日） 8時00分～18時00分（土曜日） |
| 延長保育 | 保育時間 | 18時00分～19時00分（月～金曜日） |
| 休業日 | 土曜日・日曜日・祝日、学年始（4月1日～4月7日） 夏季（7月21日～8月31日）、冬季（12月26日～1月5日） 学年末（3月21日～3月31日）、慰靈の日（6月23日） ※但し、行事のある場合を除く。 | |

※長期休業日とは、学年始・夏季・冬季・学年末休業の期間の月～金曜日とします。

(2) 【保育認定（2号・3号認定子ども）】

| | | |
|--------|------------|--------------------|
| 提供する曜日 | 月曜日から土曜日まで | |
| 保育時間 | 保育標準時間 | 7時00分～18時00分（11時間） |
| | 保育短時間 | 8時00分～16時00分（8時間） |

| | | |
|------|--|--|
| | | 9時00分～17時00分（8時間） |
| 延長保育 | 保育標準時間 | 18時00分～19時00分（月～金曜日） |
| | 保育短時間 | 7時00分～保育時間開始 保育時間終了～18時00分（月～土曜日） 18時00分～19時00分（月～金曜日） |
| 開所時間 | 月～金曜日 | 7時00分～19時00分 |
| | 土曜日 | 7時00分～18時00分 |
| 休業日 | 日曜日・祝日、年末年始（12月29日～1月3日） 慰靈の日（6月23日） ※但し、行事のある場合を除く。 | |

9 利用料等

(1) 実費にかかる利用者負担

- ・幼児教育・保育の無償化に伴い、園を利用する1号・2号認定（3歳児クラスから5歳児クラス）のすべての子どもの利用料（保育料）は無料です。
- ・利用者負担額等（保育料）は、世帯の市町村民税額の合算額と、世帯の状況で決まります。
- ・3号認定（0歳児クラスから2歳児クラス）の保育料は、階層別保育料算定表をもとに決定されます。
- ・3号認定（0歳児クラスから2歳児クラス）の子どもについて、住民税非課税世帯の利用料（保育料）は無料です。

| 項目 | 対象園児 | 内容 | 金額 |
|-----------|--------------|---|-----------|
| 保育料 | 1号認定 2号認定 | 無償 | |
| | 3号認定 | 当園を利用する0歳から2歳までの子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料） | |
| 入園準備金 | 全園児 | 入園申込み申請提出時 | 5,000円 |
| 施設整備拡充費 | 全園児 | 園児の教育にかかる費用等 | 月額 3,000円 |
| ちのうあそび教材代 | 3～5歳児 | ちのうあそびの教材費 | 月額 720円 |
| 写真代（アルバム） | 希望者 | アルバム作り（希望者）の写真のプリント代、レイアウトの紙代等 | 月額 430円 |
| 保育用品 | 全園児 | 園児個人の自由画帳、粘土、のり、体育着、園服等 | 必要に応じて徴収 |
| 歯ブラシ代 | 希望者 | 健康な歯作り | 月額 180円 |

※上記項目の購入品については、契約業者等の都合により、金額が変更になる場合があります。

(2) 給食費について

| 項目 | 対象園児 | 金額 | 内容 |
|-----|-------------|------------|---|
| 給食費 | 1号認定 | 月額 5,000円 | 月～金 主食費 1,200円 副食費 3,800円 |
| | 1号認定 | 日額 250円 | 主食(60円)・副食費(190円) |
| | 1号認定(預かり利用) | 日額 50円 | おやつ代 |
| | 2号認定 | 月額 7,500円 | 月～土曜日 主食費 1,500円 副食費 6,000円(おやつ代含む) |
| | 3号認定 | 市町村が定める保育料 | 保育料に含む |

- ア 令和元年10月より幼児教育・保育の無償化の制度改革に伴い、給食費は保護者負担となります。
給食費とは、主食費と副食費(おやつ代含む)です。
- 3歳以上の子どもは、主食費・副食費のお支払いが必要です。副食費の免除がある世帯は通知書によってお知らせします。
- イ アレルギー除去食・代替食子どもについても同一料金です。
- ウ 今後、制度の改正や給食食材の契約業者の都合によっては、金額が変更になる場合があります。
尚、毎年1度、給食費の金額の見直しを行います。

(3) 預かり保育料について

| 項目 | 対象 | 金額 | 内容 |
|--------|------|-------------------------------------|------------|
| 預かり保育料 | 1号認定 | 日額 450円 (別途おやつ代 50円) | 月～金曜日、長期休業 |
| | | 日額 800円 (別途給食代 250円 おやつ代 50円) | 土曜日のみ |

※市より「施設型利用給付認定」を受けた1号の方は、預かり保育料は最大月額11,300円まで利用料が無償化されます。

(4) 延長保育について

| 対象園児 | 金額 | 内容 |
|---------|--|------------------------|
| 1号認定 | 日額 300円 | 月～金曜日 18時00分～19時00分 |
| 2号・3号認定 | 日額 300円 月額 第1子 4,000円 第2子 3,000円 第3子以降 2,000円 | 月～金曜日 18時00分～19時00分 |

※延長保育の月契約は前月の10日までに利用申請や利用解除の申し出が必要となります。前月の10日までに利用申請の申し出がない場合には日額にてお支払い下さい。利用解除の場合においても前月の10日までに申し出がなされていない場合には、翌月まで利用とみなします。

10 支払いの方法

以下の費用等の支払いの方法は、毎月 17 日（金融機関休業日の場合は、その翌営業日）に銀行口座からの引き落としとします。手数料は利用子どもの保護者負担とし兄弟姉妹がいる世帯はまとめて引き落としとなります。銀行口座からの引き落としでの支払いの場合には、口座振替にて領収とみなします。銀行口座からの引き落とし指定日に残高不足とならないようご注意下さい。残高不足の場合には、当該月の 28 日までに現金での納入となります（引き落としの際の手数料を含む）領収書は、受領後に発行いたします。

| 項目 | 対象園児 | 内容 |
|---------------------------------|------------------------------------|-----------|
| 入園準備金 | 1号認定 | 入園時 |
| 利用子どもが移住する市町村が定める 利用者負担（保育料） | 3号認定 | 月額 |
| 給食費 | 1号・2号認定 | 月額 |
| 預かり保育利用料 | 『施設型利用給付認定』を糸満市から 受けている1号認定の子ども | 利用日数分 |
| 延長保育料金（月契約） | 利用希望者 | 月額 |
| 延長保育料金（日割り利用者） | 日割りで延長保育を利用した子ども | 1か月分をまとめて |
| 教育充実費 | 全園児 | 月額 |
| ちのうあそび教材代 | 3～5歳児 | 月額 |
| 写真代（アルバム） | 希望者 | 月額 |
| 保育用品 | 全園児 | 必要時 |
| 歯ブラシ代 | 希望者 | 月額 |

※入園準備金の支払いの方法は、入園申込み申請提出時に現金での支払いとします。入園準備金の返還はいたしません。

11 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

| | |
|--------|--|
| 利用者の内定 | 【1号認定子ども】 1号認定子どもについて、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の方法により選考を行うものとする。 <ul style="list-style-type: none">・抽選・申し込みを受けた順序により決定する方法・当園の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考・事前に施設の管理者が定めて保護者に明示した公正な方法 |
| | 【2号・3号認定子ども】 ・市が行う利用調整による。 |
| 利用決定 | 利用契約書の締結による |

| | |
|--------------|--|
| 退園理由 | <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。 ・利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申し出があったとき。 ・市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。 ・利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額(保育料)、給食費、諸費等の滞納が3ヶ月以上及んだ場合。 ・その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。 |
| 利用に当たつての留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・3ヶ月以上滞納に及んだ場合において、自宅を訪問します。 ・滞納により退園した場合において、利用子どもの保護者は滞納した利用者負担額等を支払う義務がある。 |

1.2 提供する教育・保育等の内容

当園は、改訂された幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針、幼稚園教育要領(平成30年4月1日施行)を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育、預かり保育及び延長保育の提供

上記 8 に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2) 子育ての支援事業

毎週月・水・金曜日の10時～12時において、子育て支援を提供します。

(3) 一時預かり

糸満市及び市外に居住する生後6ヶ月頃から就学前の幼児を対象に行います。利用料金は年齢や利用する時間によって異なります。

(4) 園での特色ある取組み

入園・進級式、イースター祭、春の親子遠足、家庭訪問、保育参加(ふれあい参加)、夕涼み会(姉妹園合同)、おじいちゃん・おばあちゃんのつどい、運動会、ハロウィン、クリスマス会、おんがくおゆうぎ発表会、卒園式、修了式、いとまんハーレー(市主催)等

(5) 健康保育の推進

母乳育児推進、布おむつ・布パンツの推奨、乾布摩擦、

ぼくたちわたしたちのちから(体力測定:5月・11月、4・5歳児)

(6) 健康・保健管理

内科検診・歯科検診(年2回)、尿検査・蟻虫検査(年2回)、貧血検査(年1回)

(7) ちのうあそび(3・4・5歳児) 音体教育(全園児)

(8) えいごあそび(2・3・4・5歳児) お習字のお稽古(5歳児)

(9) 郷土文化伝承活動(空手・三線・うちなーぐち劇等)(5歳児)

(10) 世代間交流

敬愛訪問(いとまんシャトー)、中学生との交流、実習生・職場体験、ボランティアの受け入れ等

(11) 食事の提供

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

| | 午前間食 | 昼食 | 午後間食 |
|-----|--------|---------|------|
| 0歳児 | 9時30分頃 | 11時頃 | 15時頃 |
| 1歳児 | 9時30分頃 | 11時頃 | 15時頃 |
| 2歳児 | 9時30分頃 | 11時頃 | 15時頃 |
| 3歳児 | | 11時30分頃 | 15時頃 |
| 4歳児 | | 11時30分頃 | 15時頃 |
| 5歳児 | | 11時30分頃 | 15時頃 |

※献立表は毎月別途お知らせします。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください（お弁当持参可能）。

※食物アレルギー等、医師の診断書を基に除去食・代替食の開始及び解除を行います。

1.3 嘴託医

当園は、以下の医療機関と嘴託医契約を締結しています。

(1) 内科

| | |
|---------|--------------------|
| 医療機関の名称 | みんなのクリニック |
| 医院長名 | 宮城 剛 |
| 所在地 | 沖縄県糸満市字真栄里 2029-11 |
| 電話番号 | 098-840-3733 |

(2) 歯科

| | |
|---------|-----------------|
| 医療機関の名称 | しおひら歯科医院 |
| 医院長名 | 金城 圭治 |
| 所在地 | 沖縄県糸満市字潮平 619-2 |
| 電話番号 | 098-992-1110 |

1.4 ご相談・ご意見・ご要望等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

| | | |
|---------------|--|--|
| 当園 ご利用相談窓口 | • 窓口担当者 副園長 大城江利子 • ご利用時間 8:30~18:30 • 電話番号 098-987-1412 FAX 098-987-1411 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。 | |
| | 仲原りつ子 電話番号 あおぞら福祉会理事長 | |
| 第三者委員 | 長尾栄正 電話番号 いとまんシャト一家族会会長 | |
| | | |

※当園では、上記のほか、園内にご相談・ご意見・ご要望等に係る投函箱を設置しています。

1.5 非常災害時の対策

| | |
|---------|---|
| 防火管理者 | 大城葉月 |
| 非常時の対応 | 別途に定める、消防計画書により対応いたします。 |
| 防災設備 | <ul style="list-style-type: none">・自動火災報知機・誘導灯・ガス漏れ報知機・非常警報装置・非常用電源・その他、カーテン、敷物、建具等の防炎処理 |
| 避難・消火訓練 | 避難及び消火（火災・津波、地震）の訓練は、毎月1回以上、不審者対策を年1回実施する。 |

1.6 虐待防止に関する事項

| | |
|------------------|--|
| 虐待防止のための措置に関する事項 | <ul style="list-style-type: none">・窓口担当者 副園長 大城江利子・ご利用時間 8:30~18:30・電話番号 098-987-1412FAX 098-987-1411 |
|------------------|--|

1.7 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

| | | |
|-------|--------------------|---------------------------------------|
| 保険の種類 | 保育園賠償責任保険 | スポーツ振興保険 |
| 保険の内容 | こども園管理下における賠償事故を補償 | こども園管理下に置いて、園児がけが等をした際、保護者に対して給付金を支払う |

※詳しくは、当園の方に御確認ください。

1.8 当園におけるその他の留意事項

| | |
|----------------------|---|
| 喫煙 | 当園の敷地内はすべて禁煙です。 |
| 宗教活動 政治活動 営利活動 | 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。 |

1.9 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

| | |
|------------------|---|
| 園児のかかりつけ 医療機関 | 医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号： |
| 緊急連絡先① | 住所： 電話番号： 氏名： 続柄： |
| 緊急連絡先② | 住所： 電話番号： 氏名： 続柄： |

※緊急を要する事態や時間的・物理的な事情により保護者指定の医療機関へ搬送できない場合もあります。

当園における教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名： のびしろこども園

説明者職氏名： 印

私は、本書面に基づいてのびしろこども園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所： _____

園児氏名： _____

保護者氏名： _____ 印

園児との続柄： _____

個人情報使用同意書

下記園児及びその保護者等にかかる個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の保育所等へ転園する場合、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時及び虐待が疑われた際には、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ・園から発信する文章やお便り、HP（ホームページ）、パンフレット、また現在利用しているモバイル等に園児・保護者の写真や動画の掲載を行うこと。

社会福祉法人愛の園福祉会 のびしろこども園

園長 大城 葉月 殿

令和 年 月 日

保護者住所：_____

園児氏名：_____

保護者氏名：_____印

園児との続柄：_____